

である場合においては、第三条の四第二項第九号及び第十号の基準とし、土地である場合においては、第三条の七第二項各号の基準とする。
 (冷藏倉庫)

第三条の十一 冷藏倉庫は、別表に掲げる第八類

物品を保管する倉庫とする。

2 冷蔵倉庫に係る施設設備基準は、第三条の三に定めるものほか、次のとおりとする。

一 第三条の四第二項各号（第四号から第六号まで及び第十一号を除く。）の基準に適合していること。

二 倉庫内の要所に、倉庫内と外部との連絡のための通報機その他の設備を有すること。

三 冷蔵室の保管温度が常時摂氏十度以下に保たれるものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていること。

四 見やすい場所に冷蔵室の温度を表示する温度計が設けられていること。

(特別の倉庫)

第三条の十二 災害の救助その他公共の福祉を維持するため物品の保管を必要と認めて国土交通大臣が定める倉庫については、第三条の三から前条までの規定にかかわらず、その定める基準によるものとする。

(変更登録の申請等)

第四条 法第七条第一項の変更登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した変更登録申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（以下「氏名等」といいう。）

二 変更に係る倉庫及び当該倉庫を所管する營業所の名称及び位置

三 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る倉庫が新たに営業に使用されるものである場合（規模の拡大を伴う主要構造（小屋組み、軸組み、床組み、外壁、屋根及び床並びに野積倉庫及び水面倉庫の周囲の防護施設をいう。以下同じ。）の変更（外壁及び屋根に係る配管設備の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更を除く。）を含む。）にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 第二条第二項第一号（へを除く。）に掲げる書類

ロ 発券倉庫業者にあつては、集荷見積書

（第四号様式）並びに所要資金及びその調達方法に関する説明書（第六号様式）

二 規模の拡大を伴わない主要構造の一部の変更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び倉庫の種類を冷蔵倉庫に変更する場合にあつては冷

更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び倉庫の種類を冷蔵倉庫に変更する場合にあつては冷

更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

ロ 第二条第二項第一号ハ及びニに掲げる書類

ハ 借庫の場合にあつては、所有者の承諾書

三 冷蔵倉庫の圧縮機、蒸発器又は防熱装置の

変更の場合にあつては、当該倉庫についての

冷蔵施設明細書（第二号様式）

前項（第一号に係る部分に限る。）の場合に

おいて、当該倉庫について、法第四条第一項の

登録若しくは法第七条第一項の変更登録が過去二年以内に行われている場合又は第四条の三第

四項の規定により有効な確認書が交付されてい

る場合であつて、これらの申請の際に提出され

た書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）

の内容に変更がないときは、その旨を示すこと

をもつて当該書類の提出に代えることができる

。ただし、地方運輸局長は、特に必要がある

と認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定により変更登録の申請が行われたときは、当該申請に係る倉庫の施設及び設備は、当該変更登録において、第四条の三第一項の特定施設設備基準に適合しているものとみなす。

（軽微な変更）

一 倉庫の用途の廃止

二 法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を記載する。

一 倉庫の名称及び位置

二 変更しようとする事項及び変更予定期日

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

なければならない。

五 倉庫の主要構造以外の構造の変更又は屋根及び外壁に係る配管の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更を除く。）を含む

2 法第七条第三項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行つた旨の届出をしようとする者

者は、次の各号に掲げる事項を記載した軽微変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

（倉庫寄託約款の届出）

一 氏名等

二 変更の内容

三 変更を行つた日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二条第一項第三号に係る届出の場合にあつては、登記事項証明書又は資産調書

二 第二条第一項第三号（使用権の内容の変更の場合に限る。）又は第四号に係る届出の場合にあつては、当該変更に係る倉庫及びその敷地

についての使用権原を証する書類

二 第二条第一項第三号に係る届出の場合にあつては、新旧の対照を明示

合に限る。）又は第四号に係る届出の場合にあつては、当該変更に係る倉庫及びその敷地

についての使用権原を証する書類

二 設定又は変更をしようとする倉庫寄託約款（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

二 設定又は変更をしようとする倉庫寄託約款（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

（倉庫寄託約款の記載事項）

2 法第三条の登録若しくは法第七条第一項の変更登録（倉庫の種類を変更する場合に限る。）又は法第十三条第一項の許可の申請をしようとする者は、登録又は許可の申請に際して当該申請書に前項第二号に掲げる事項を記載した書類等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第二号に係る届出のうち、法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第二号に係る届出のうち、法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にいかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手續を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

一 当該倉庫の施設又は設備が特定施設設備基準に適合していないと認めるとき。

二 当該倉庫の所有者が偽りの不正な手段により当該確認を受けたとき。

（倉庫寄託約款の届出）

一 氏名等

二 変更の内容

三 変更を行つた日

前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 業務内容に關する事項

二 寄託の引受に關する事項

三 受寄物の入庫、保管及び出庫に關する事項

四 受寄物の損害保險に關する事項

五 受寄物に対する責任及び免責に關する事項

六 受寄物の損害賠償に關する事項

七 料金の收受に關する事項

八 発券倉庫業者にあつては、倉荷証券に關する事項

九 その他倉庫寄託約款の内容として必要な事項

（料金等の掲示等）

第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した確認申請書を前項の地方運輸局長に提出しなければならない。

前項の申請書には、第二条第二項第一号に掲げる書類（国土交通大臣が定めるものを除く。）を添付しなければならない。

第一項の地方運輸局長は、同項の確認の申請があつた場合において、当該倉庫の施設及び設備が特定施設設備基準に適合していることを確認したときは、確認書を交付しなければならぬ。

四 冷蔵倉庫にあつては、当該営業所その他の事業所の倉庫の冷蔵室ごとの保管温度	五 法第二十五条の五の認定トランクルームにあつては、第二十条第三項に定めるトランクルーム認定証（第七号様式）
（公衆の閲覧の方法）	（公衆の閲覧に供することを要しない場合）
第七条の二 法第九条に規定する公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	第七条の三 法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	一 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合
二 倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（倉庫管理主任者）
（倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定めるところにより換算した値）の合計（認定トランクルームが当該複数の倉庫に含まれる場合には、当該認定トランクルームに係る床面積の合計を除く。）が国土交通大臣の定める値以下であるもの）	第八条 倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる。同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫は、同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫（同一都道府県の区域内に存在するものに限る。）であつて、それらの有効面積（国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定める値以下であるもの）

第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、講習を修了した者	第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、倉庫の管理の業務に関して三年以上の実務経験を有する者
四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げるものと同等以上の知識及び能力を有すると認める者は、次の各号に掲げる事項を記載し	四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げるものと同等以上の知識及び能力を有すると認める者は、次の各号に掲げる事項を記載し
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）	（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）

（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）
第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による倉庫業者の地位の承継の届出をしよ	第十三条 法第十七条第三項の規定により事業の譲受による承継の届出をしよ
うとする者は、次の各号に記載した書類	うとする者は、次の各号に記載した書類
（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）	（発券倉庫業者の事業の譲渡及び譲受の認可の申請）
（事業の譲受による承継の届出）	（事業の譲受による承継の届出）

(発券倉庫業者の合併又は分割の認可の申請)

- 二 一当事者の名称、住所及び代表者の氏名
二 合併又は分割の方法及び条件
三 合併又は分割予定期日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 合併契約書の写し及び合併比率説明書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書

二 合併又は分割により承継する営業所及び倉庫の名称の新旧対照表

三 一合併又は分割により設立される法人についての次に掲げる書類

イ 集荷見積書（第四号様式）

ロ 見積損益計算書（第五号様式）

ハ 定款（会社法第三十条第一項により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）

ニ 役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

ホ 倉荷証券の様式

ト 倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類

チ 発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書

ホへ 附帯業務又は兼営事業があるときは、その種類及び概要を記載した書類

四 一合併後存続する法人又は吸收分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継する法人が現に発券倉庫業者でない場合における当該法人についての次に掲げる書類

イ 前号イからチまでに掲げる書類

ロ 最近の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び損益処分表

（相続による承継の届出）

第十七条 法第十九条第一項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した相続届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名、住所及び被相続人の氏名及び住所

二 相続開始の日

三 承継した倉庫業の範囲

2 前項の届出をしようとする者が相続開始の日に倉庫業を営んでいない者であるときは、前項

の届出書に戸籍抄本及び相続人が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならぬ。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一 集荷見積書（第四号様式）
二 見積損益計算書（第五号様式）
三 資産調査書
四 倉荷証券の様式
五 倉荷証券発行原簿の様式を記載した書類
六 発券業務の管理組織及び倉荷証券の取扱手続に関する説明書

（営業等の廃止の届出）

第十九条 法第二十条の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫業廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等
二 廃止した営業所の名称及び位置
三 廃止の日

2 法第二十条第二項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉荷証券発行業務廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等
二 倉荷証券の発行回収高及び流通高報告書
三 廃止の日
（トランクルームの認定の申請）

第二十条 法第二十五条の認定を申請しようとする倉庫業者は、次の各号に掲げる事項を記載したトランクルーム認定申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 法第二十五条の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項
二 第二十一条第一項各号に掲げるトランクルームの性能
三 トランクルームの利用者からの相談の窓口に係る組織及び業務の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

トランクリームの性能を發揮させるための設備を明らかにする書類

- 3 地方運輸局長は、法第二十五条の認定をしたときは、当該倉庫業者にトランクルーム認定証(第七号様式)を交付するものとする。

(トランクルームの認定の基準)

第二十一条 法第二十五条の四第一項第一号のトランクルーム(一類倉庫に該当するものに限る。)の施設及び設備の基準は、次の各号に掲げる物品の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていることとする。

一 酒類その他の温度により変質しやすい物品 定温性能

二 漆器類その他の湿度により変質しやすい物品 定湿性能

三 精密機械、楽器その他の粉塵からの保護を必要とする物品 防塵性能

四 絹製品、毛皮類その他の害虫による被害を受けやすい物品 防虫性能

五 磁気テープ、磁気ディスクその他の磁気にによる影響を受けやすい物品 防磁性能

六 温度又は湿度により変質し難い物品又は第一号から前号までの性能を有するトランクルームにおける保管を行う必要がないものとして寄託者の同意の得られた物品 常温及び常湿性能

2 法第二十五条の四第一項第三号のトランクルームにおいて行われる営業の基準は、次のとおりとする。

一 営業所ごとに、トランクルームの利用者からの相談の窓口が置かれていること。

二 相談窓口にトランクルームの営業に係る必要な知識及び能力を有している者が置かれていること。

三 申請者が寄託契約に関して不正又は不誠実な行為をするそれが明らかでないことその他トランクルームにおいて行われる営業が消費者の利益の保護を図るものとして不適当であると認められないこと。

(認定トランクルームに係る変更の届出等)

第二十二条 法第二十五条の六第一項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載して

した認定トランクルーム変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- | 三 | 変更しようとする事項及び変更予定期日 |
|---|---|
| 2 | 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 |
| 一 | 法第二十五条の二第一項第三号に掲げる事項の変更（トランクルームの性能を發揮させるための設備の変更の場合に限る。）の場合にあつては、第二十条第二項第一号に掲げる書類 |
| 二 | 法第二十五条の二第一項第五号に掲げる事項の変更の場合にあつては、第二十条第二項に掲げる書類 |
| 3 | 法第二十五条の六第二項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した認証トランクルーム廃止届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。 |
| 一 | 氏名等 |
| 二 | 廃止に係る認定トランクルーム及び当該認定トランクルームを所管する営業所の名称及び位置 |
| 三 | 廃止日 |
| | (聴聞の方法の特例) |
| 2 | 法第二十一条第一項の規定による登録の取消し、法第二十二条の規定による許可の取消しは法第二十五条の九第二項の規定による認定の取消しの処分に係る聴聞を行うに当たつてはその期日の十日前までに、行政手続法（平成元年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。 |
| 3 | 前項の通知を受けた者（行政手続法第五十九条後段の規定により当該通知が到達せしみなされる者を含む。次項において「当事者」という。）は、補佐人を選任したときは、聴聞の日の前日までに、その者の住所、氏名及び該項の通知を受けた者（行政手続法第十五条第二項後段の規定により当該通知が到達したとみかされる者を含む。次項において「当事者」という。）との関係を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。 |
| 当事者は、自己のために証言しようとするときは（行政手続法第十七条第一項の規定により当該 | |

出	外壁にあら出入口
入	窓仕切にあらある出入口
口	防災壁にある出入口
消	火 設 廉
園	防 設 廉
設	防 設 廉
施	通 勝 廉
備	そ の 設 廉
充	充

(注意)

- 1 当該設備装置と冷凍装置との接続部の綴は、当該設備装置に係る冷凍室の名称を記載すること。
- 2 プラグイン電源器具充電器の綴は、替装装置による冷却方式の場合に限り記載すること。
- 3 液冷装置の綴は、当該設備装置に係る液体冷却装置がある場合に限り記載すること。
水蓄装置の綴は、当該設備装置に係る水蓄装置がある場合に限り記載すること。
- 4 真空装置の綴は、当該設備装置に係る真空中に冷却装置が配置されている場合に限り記載すること。

第三号様式（第3条の2関係）

第二号様式(参考の上ご記入) (本件を除く。別紙、手帳用紙等へ依頼) 郵便局印	
郵便局印	郵便局印(ハシマサシ)
郵便局名及び月日	
氏名又は店舗名	
代筆者、其の長姓 代筆者、其の長姓	
住所	
性別	
年齢	
性別	
出生年月日	
出生地	
生れたる実業家の名前	(妻)○ 本庄と実業家の通路先 (父)○ 本庄和也 (母)○
生れたる實業家の住所	
会員・非会員の種類	会員の場合は 登録料(ハシマサシ)○ 1級会員 増 2級会員 増 3級会員 増 4級会員 増 5級会員 増 6級会員 増 7級会員 増 8級会員 增 内会員の場合は C会員(ハシマサシ) 増 外会員の場合は C会員(ハシマサシ) 増
会員登録料(ハシマサシ)	○
支拂料(ハシマサシ)	

注) 「倉庫の種類及び所管官機」中「危険品倉庫」の欄については、建築又は

販品を保管するものにあっては倉庫立てで記載すること。
トランクルームにあっては、構造基準上対応する倉庫の欄に既存場合でトランクルームの復数又は複数を記入すること。

第六条、第一回、第八号様式（第4条、第10条、第15条、第16条、第一回、第八号様式（第10条、第15条、第16条、第17条、第18条）

第六号様式（第4条、第15条関係）

名前	姓	性別	年齢	学年	学年	学年
日	井	男	10	1	1	1
月	井	男	10	1	1	1
年	井	男	10	1	1	1
合計						
(次回)						

第十号様式（第24条関係）

第十一号様式（第二十五条関係）